



栃木県公報

平成25年
10月25日(金)
号外
第77号

目次

訓令

- 栃木県動物管理業務等従事職員被服貸与規程の一部改正..... 1
人事委員会
- 職員の退職手当に関する規則の一部改正..... 1

訓令

栃木県訓令第九号

栃木県動物管理業務等従事職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県動物管理業務等従事職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

栃木県動物管理業務等従事職員被服貸与規程（昭和五十六年栃木県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

別表中「第24条第1項」の次に「（画法第24条の4において読み替えて準用する場合を除く。）」を加える。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

（生活衛生課）

人事委員会

栃木県人事委員会規則第二十一号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十月二十五日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則（昭和二十九年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条」を削り、「基本」を「基づき」に改める。

第四条中「次の各号」を「次」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

一 条例第四条第一項（同項第一号に規定する者を除く。）の規定

三 条例第五条第一項（同項第一号に規定する者を除く。）の規定

第四条の三を次のように改める。

（退職の理由の記録）

第四条の三 条例第五条の五の規定により作成する退職の理由の記録（以下「退職理由記録」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 作成年月日
- 二 氏名及び生年月日
- 三 退職の日における勤務公署及び職名
- 四 勤続期間並びに採用年月日及び退職年月日
- 五 退職の理由及び当該退職の理由に該当するに至った経緯

六 作成者の職名及び氏名

- 2 退職理由記録の様式は、別記様式第二のとおりとする。
- 3 退職理由記録には、職員が提出した退職の申出の書面の写しを添付しなければならない。
- 4 退職理由記録は、職員の退職後速やかに作成しなければならない。
- 5 退職理由記録は、任命権者が職員の退職の日から五年間保管しなければならない。

第八条の次に次の七条を加える。

(募集実施要項の記載事項)

第八条の二 条例第十条の二第二項第十一号に規定する人事委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 条例第十条の二第五項の規定により募集の期間を延長する場合は、その旨
- 二 条例第十条の二第九項各号に規定する職員が、同項の規定による応募（以下「応募」という。）をすることはできない旨
- 三 条例第十条の二第十一項の規定による認定（以下この条から第八条の八までにおいて「認定」という。）をしない旨の決定をする場合がある旨
- 四 認定を行つた後遅滞なく、退職すべき期間内のいずれの日から退職すべき期日を定め、条例第十条の二第十三項の規定による通知（以下「第十三項通知」という。）を行うこととなる旨（募集実施要項（同条第二項に規定する募集実施要項をいう。以下同じ。）に退職すべき期間を記載した場合に限る。）
- 五 条例第十条の二第十四項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあるときは、その旨

(応募及び応募の取下げの様式)

第八条の三 応募は、別記様式第三の二に定める早期退職希望者の募集に係る応募申請書によるものとする。

- 2 応募の取下げは、別記様式第三の三に定める早期退職希望者の募集に係る応募取下申請書によるものとする。

(認定をし、又はしない旨の決定の通知の様式)

第八条の四 条例第十条の二第十二項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- 一 認定をする旨の決定をした場合 別記様式第三の四に定める認定通知書
- 二 認定をしない旨の決定をした場合 別記様式第三の五に定める不認定通知書

(退職すべき期日の通知の様式)

第八条の五 第十三項通知は、別記様式第三の六に定める退職すべき期日の決定通知書によるものとする。ただし、前条第一号の認定通知書により第十三項通知を併せて行つた場合は、この限りでない。

(退職すべき期日の繰り上げ又は繰り下げに係る同意の様式)

第八条の六 条例第十条の二第十四項の規定による同意は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める同意書によるものとする。

- 一 退職すべき期日を繰り上げる場合 別記様式第三の七に定める退職すべき期日の繰上同意書
- 二 退職すべき期日を繰り下げの場合 別記様式第三の八に定める退職すべき期日の繰下同意書

(新たに定めた退職すべき期日の通知の様式)

第八条の七 条例第十条の二第十五項の規定による新たに定めた退職すべき期日の通知は、別記様式第三の九に定める退職すべき期日の変更通知書によるものとする。

(募集実施要項及び認定応募者数の公表)

第八条の八 条例第十条の二第十七項の規定による公表は、任命権者ごとに、毎年度四月末日までに、前年度に認定を受けた応募をした職員の数及び当該認定に係る全ての募集実施要項（同条第十一項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含む。）について行うものとする。

別記様式第二を次のように改める。

別記様式第2 (第4条の3関係) (表面)

退職の理由の記録

		作成年月日	年	月	日
氏名		生年月日	年	月	日
勤務公署		職名			
勤続期間	年	月	採用年月日		退職年月日
			年	月	日

退職の理由	職員の退職手当に関する条例第 条 項 号に掲げる者に該当
当該退職の理由に該当するに至った経緯	

作成者の職名、氏名及び印	
--------------	--

(裏面) 備考

- 「作成年月日」欄は、退職理由記録を作成した日を記入する。
- 「氏名」欄は、職員の氏名を記入する。
- 「勤務公署」欄は、退職時に所属していた勤務公署の名称を記入する。
- 「職名」欄は、退職時の職名を記入する。なお、警察官については、退職時の階級を括弧書で併記する。
- 「勤続期間」欄は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間（月単位までとし、1月未満の端数は切り捨てる。）を記入する。
- 「採用年月日」欄及び「退職年月日」欄は、退職手当の算定の基礎となる在職期間に係る採用年月日及び退職年月日を記入する。
- 「退職の理由」欄は、職員が職員の退職手当に関する条例第4条第1項第3号又は第5条第1項第5号の規定のうち該当する条項を記入する。
- 「当該退職の理由に該当するに至った経緯」欄は、当該退職の理由に該当するに至った経緯その他の事務の都合の具体的な内容を記入する。
- 「作成者の職名、氏名及び印」欄は、退職理由記録を作成した者の職名及び氏名を記入した上、押印する。

別記様式第3の2の次に次の様式を加える。

別記様式第3の2（第8条の3関係）

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

（任命権者）
 様
 応募年月日 年 月 日
 応募申請者

私は、職員の退職手当に関する条例第10条の2第9項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	年 月 日から 年 月 日まで
退職すべき期日 又は期間	
備 考	

注意事項

「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな		所 属	
氏 名		職 名	
級 号 給	給料表（ ）	級 号給	
生 年 月 日	年 月 日	年 齢	歳

注意事項

年 月 日現在で記入すること。

※任命権者の記入欄

受 理 年 月 日	年 月 日	受 理 番 号	
-----------	-------	---------	--

別記様式第3の3 (第8条の3関係)

早期退職希望者の募集に係る応募取下申請書

(任命権者) 取下げ年月日 年 月 日
様 取下げ申請者

私は、職員の退職手当に関する条例第10条の2第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について			
募集の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
退職すべき期日 又は期間			
2 取下げ申請者について			
ふりがな		所 属	
氏 名		職 名	
3 認定について			
認定通知書に記載された 認定年月日	年 月 日		
退職すべき期日又は期間			

注意事項

「3 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※任命権者の記入欄

受 理 年 月 日	年 月 日
応募申請書の受 理番号	

別記様式第3の4（第8条の4関係）

認定通知書

認定年月日 年 月 日

様

（任命権者）

印

あなたから 年 月 日付けで申請のあつた早期退職希望者の募集に係る応募については、職員の退職手当に関する条例第10条の2第11項の規定により、認定の決定をしましたので、同条第12項の規定により、通知します。

1 退職すべき期日又は期間
2 備考

注意事項

「1 退職すべき期日又は期間」欄は、募集実施要項に退職すべき期日を記載した場合にあつては当該期日を、退職すべき期間を記載した場合にあつては当該期間内の期間又は期日を記入すること。

別記様式第3の5 (第8条の4関係)

不認定通知書

年 月 日

様

(任命権者)

印

あなたから 年 月 日付けで申請のあつた早期退職希望者の募集に係る応募については、職員の退職手当に関する条例第10条の2第11項の規定により、認定をしない旨の決定をしましたので、同条第12項の規定により、通知します。

不認定の理由

別記様式第3の6（第8条の5関係）

退職すべき期日の決定通知書

年 月 日

様

（任命権者）

印

あなたの退職すべき期日については、 年 月 日と決定しましたので、職員の退職手当に関する条例第10条の2第13項の規定により、通知します。

別記様式第3の7 (第8条の6関係)

退職すべき期日の繰上同意書

(任命権者) 年 月 日
様 氏名

私は、職員の退職手当に関する条例第10条の2第14項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り上げることに同意します。

既に通知した退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

注意事項

「認定年月日」は、認定通知書(別記様式第3の4)に記載されている認定年月日を記入すること。

別記様式第3の8（第8条の6関係）

退職すべき期日の線下同意書

年 月 日

（任命権者）

様 氏名

私は、職員の退職手当に関する条例第10条の2第14項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り下げることにご同意します。

既に通知した退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

注意事項

「認定年月日」は、認定通知書（別記様式第3の4）に記載されている認定年月日を記入すること。

別記様式第3の9（第8条の7関係）

退職すべき期日の変更通知書

年 月 日

様

(任命権者)

印

あなたの退職すべき期日は、職員の退職手当に関する条例第10条の2第15項の規定により、以下のとおり変更することとしましたので、通知します。

退職すべき期日	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
変更同意日		年 月 日

注意事項

「変更同意日」は、提出された退職すべき期日の繰上同意書（別記様式第3の7）又は退職すべき期日の繰下同意書（別記様式第3の8）に記載されている年月日を記入すること。

を知つた」は、「(1) に対して」を「栃木県知事に対して」と改め、「、行政事件訴訟法の規定により」を認め、「命令書を受けた」を「処分があつたことを知つた」は、「者は(2)」を「者は※」は、「の送達を受けた」を「があつたことを知つた」と改め、**匠業協進会**「(1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には訴訟において栃木県」を「※印には、取消しの訴えの被告とすべき者」と改め、「、それぞれ」を認め。

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年十一月一日から施行する。
- 2 改正前の第四条の三の規定による退職勲褒の記録の保管については、なお従前の例による。